

(セッション4 中国)

中国の個人破産法制の欠如についての検討

北京市中諮法律事務所 韓伝華

中国の破産法制全体からすると、その立法過程は、1986年に公布された「中国人民共和国企業破産法（試行）」をはじめとし、2006年に公布された「中国人民共和国企業破産法」等により示されたように、適用の場面において、国有企業から民営企業へ転換しつつある。すなわち、民営企業の破産をまったく認容しない姿勢から、認容しつつある政府の取り扱い方の変化も見られるだろう。遑つていえば、もともと、民営企業が債務返済を回避する手段として破産手続きが利用されることを懸念し、破産法は、民営企業をその適用範囲から除外し、国有企業のみを視野に入れたのである。しかしながら、その後、市場経済の進展とともに、破産に対する民営企業のニーズが高まってくるにつれて、民事訴訟法第19章に従い、民営企業が破産の適用対象としてみなされるようになった。ただ、この方法も、新たな状況に十分対応することができないため、結局、2006年において、国有企業にも、民営企業にも適用可能な「中華人民共和国企業破産法」が採択された。「中国人民共和国企業破産法」の立法過程において、個人破産が一時期、一つの議題として取り上げられ、法案にも反映されたが、やはり債務返済を回避する手段として個人が破産手続きを申し立てることが懸念され、結局、個人破産条項が削除された。

個人破産というのは、破産法制に不可欠の一部であり、市場経済が進展するにあたって必要とされるものであると考えられる。個人破産法制が確立されていないということは、市場経済のスムーズな進行のみならず、今日の企業のグレードアップにとっても致命的な障害になりかねない。本稿は、個人破産法制の欠如が民営企業にもたらす三つの悪影響および個人破産法制の欠如の主な原因について、簡単な説明を試みたものである。

一 企業管理制度への弊害

中国の民営企業は、基本的に、有限責任公司という法人の形で設立される。また、民営企業は、「中華人民共和国民法通則」および「中華人民共和国会社

法」の定めに従い、全財産をもって、外部に対し責任を負担し、会社の株主は出資金にかぎり会社に対し有限の責任を負担することになる。

実務上、不適切な管理、社長による企業財産の転移・隠匿など、民営企業に対し様々な不安を抱えた債権者は、企業に融資を行う場合には、社長個人に対しても連帯責任を負担するよう要求する場合がしばしばある。すなわち、民営企業が、金融機関に対し融資を求め、または金融機関と金銭貸借を行う場合には、金融機関は、通常、企業への貸金について当該企業の社長（社長の配偶者を含む）が連帯保証をするように要求することが多い。また、民営企業が金融機関以外から融資を必要とする場合、借主は、民営企業の社長を当該企業と同様に取り扱い、当該企業による担保という条件のもとで、当該社長に対しお金を貸し、または、社長による担保という条件のもとで、当該企業に対しお金を貸したりする。債権者が、企業の社長にまで企業に対する責任を負わせる理由は、企業は破産できるが、個人の場合は破産できないため、二重に安全措置を設けることが、貸金の返還を確実にすることができるからである。ただし、このような措置は、債権者のために「保険係数」を増やしてはいるが、企業の法人としての有限責任等の制度に対しては致命的な影響を及ぼしている。というのは、企業が、有限責任の会社から、無限責任の会社へと転換し、社長の立場と企業の存続が結合されてしまうと、社長は、他人に企業管理を任せることが自分の運命を管理されることであると捉えることとなり、他人に企業管理そのものを任せることが困難となるからである。かくして、企業法人を管理するプロの経営者という現代の管理制度は、社長の運命と企業の存続が一体化したもとは、存在の余地を失うことになる。

もし個人破産法制が整えられれば、企業が失敗し、かつ社長が企業の負債に対し保証責任を負担していたとしても、社長が個人破産法制により債務から解放され得ることを認識しておれば、企業の存続と自分の運命をきちんと分離することができるので、企業の発展を目標に、現代企業管理制度を簡単に実施することができるであろう。

二 企業破産制度への弊害

10年前、中国で、「中華人民共和国企業破産法」が公布されたが、今までの利用状況を見れば、十分であるとは言えない。破産の要件を満たす企業が多い反面、実際に、裁判所によって受理決定がされたケースが少ないのである。その背景には、裁判所の消極的な対応の他、企業の破産を、企業の経営者、債権者および政府が望んでいないという実情がある。

とりわけ、企業の経営者の理由は、以下の通りである。すなわち、企業の経営者と企業が既に結合されていること、また、多くの場合社債に関して、企業の経営者が全部または一部を担保しているため、企業が破産してしまうと、社債は消滅するが、代わりに、個人または個人の家族が、引き続き負債を弁償することになるからである。

この意味で、企業の破産は、企業の経営者にとって、実質的に意味がないにとどまらず、個人の破滅をも意味する。そのため、債務を履行期限のとおり弁済できず、また債務の弁済能力が欠けている企業、つまり破産要件を満たす企業においても、経営者は一般的に破産を回避する姿勢をとるのが通常である。また、企業の再生により、社債そのものが減免されても、個人の保証債務がそのまま残存するため、企業の経営者が戸惑わざるを得ない。

もし個人破産法制が整えられれば、企業の経営者が社債を保証する場合でも、企業の破産に際して、個人の破産を申し立て自分の保証債務を消滅することができる。このように、個人破産法制を通じ、企業破産後の経営者の懸念を一掃することができ、経営者が企業破産手続を利用するモチベーションを上げることができるのであり、企業破産法制もより健全な発展を遂げることになるであろう。

三 企業再生制度への弊害

企業の再生というのは、法制支援はもちろん、企業家の想像力と活躍をより必要とするため、企業家そのものがまさに企業の再生の中核であるといえる。

20世紀の1970年代末80年代初頭から、中国において、改革開放政策が実施され現在に至る間、初代の民営企業家の企業の存続期間は40年に過ぎない。このような企業をはじめ、その元で成長された2代目の民営企業家も含め、民営企業の企業家は、基本的に、全財産を動員して経営を行っている。また、外部に対する社債も、基本的に、企業家による連帯責任の形で履行されている。

今日、中国の経済が不況期に置かれている。破産法制のおかげで、再生制度の形で多くの企業に再生の機会をもたらしている反面、個人破産法制がないために、社債を負担している企業家達は、再生とはほぼ縁がない。社債に対する保証責任が非常に高額で、企業家の弁済能力をはるかに超えている場合が多いからです。保証責任を果たさない企業家は、裁判所により公布された執行信用不良リストに記入され、様々な制限を受ける。極端に言えば、信用不良リストへの搭載は、企業家が永遠に再生不可能となることを意味する。というのも、

人として自由に行動する権利を持たない人には、企業を立て直すモチベーションがそもそもないからである。その結果、企業がせつかく企業家により育てられたとしても、結局、ゾンビと同じとなる。ここでは、負債のない企業家が少なくないことを否定するつもりはないが、ただ、私は、数回の挫折や失敗を積み重ねた企業家のほうが、より多くの経験を持つことになり、企業の再生をやり遂げる心構えと力をより鍛えることになると思う。

もし個人破産法制が整えられれば、企業家が一生の運命を単一の企業に縛らなくなるであろう。失敗の積み重ねが、成功につながり、個人破産法制が企業家にもっと多くのチャンスを与え、企業の再生ももっと多くのチャンスをもたらえることになるだろう。

四 個人破産制度の欠如の理由

個人破産制度が今まで中国で確立されなかった主な理由は、個人破産法制についての法的論証が不十分であるということだけでなく、東洋と西洋の文化間の差異と私たちの固有の認知構造に基づいたものであると考えられる。

私たちの間で、破産のイメージとして、債務弁済からの逃げ道であるという認識がかなり強く働いている。2001年、「中国人民共和国企業破産法」の実施の前、最高裁判所は「裁判所が企業の破産事件を審理する際に債務者による債務弁済の回避を切実に防止することに関する緊急通知」（法（2001）105号）を公布したが、その「通知」の趣旨によれば、企業側に負債の弁済を回避する傾向がある場合には、裁判所は手続を開始してはならないのである。数十年後、温州市中級裁判所による「企業破産事件を審理する際に債務弁済の回避行為を予防、追求することに関する会議紀要」（2014年11月4日温州市中級裁判所審判委員会2014年第30回会議により採択）においても、同じような定めがある。すなわち、裁判所が債務弁済を回避する傾向を発見した場合、手続の開始が禁止されている。

他方、このような、債務弁済を回避するために破産手続が利用されるという理解に反対する見解もあり、その理由は、以下のようなものである。まず、破産手続は、そもそも債務者の資金を整理する最も有効な法的手段である。というのは、破産手続においてのみ、包括的に債務者を対象として財産状況を調査することが可能となるため、このような財産整理のために有効な手段としての法的手続を拒否することは、解決すべき問題を放置することになり、債務弁済の問題に対して無関心であるということとなる。次に、早めに債務者を対象として、財産状況を調査したほうが、債務者に実際、財産の隠匿・移転などの

債務弁済を回避する行為が存在するか否かを発見しやすくなるため、このような債務弁済を回避する行為を容易に発見できる法的手続を拒否することは、債務弁済を回避する行為を追求しない態度と等しく同じく、実際は、債務弁済を回避する行為に対する、一種の放任となる。

企業の破産により、不良債務回避の現象がすでに嚴重になっていると裁判所が認めている以上、個人破産による不良債務の回避といった懸念は、もっと正当に見えるだろう。しかし、私は、実際のところ、個人破産による不良債務回避というのは、企業破産による不良債務回避とまったく同じく、偽命題であると考える。